

6 つくば市一般廃棄物処理基本計画
改定支援業務委託

仕様書

つくば市

第1章 総則

第1節 業務の目的

つくば市（以下「本市」という。）は、令和2年(2020年)4月に、「つくば市一般廃棄物処理基本計画（令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）まで」（以下「第3次計画」という。）を策定し、長期的な視点に立って、ごみ及び生活排水の発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するための基本的な方向性を定めている。

本業務は、第3次計画の策定から5年が経過し、令和6年度（2024年度）に中間目標年度を迎えるにあたり、市民の生活意識や産業活動の変化及び自然災害等、本市の地域特性に的確に対応した廃棄物行政を進めていくために、計画の見直しを行うことを目的とする。

また、生活系及び事業系の燃やせるごみについて、組成分析調査を行い、組成割合や分別状況、資源化可能物の混入量等を把握することにより、第3次計画見直しの基礎資料とする。

第2節 業務名称

6つくば市一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託

第3節 業務委託期間

契約締結の翌日から令和7年(2025年)3月24日(月)まで

第4節 関係法令等

受託者は、業務実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）他、関係する法令、規則、細則等に従うものとする。

第5節 管理技術者及び照査技術者

- 1 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、技術力及び経験を有する技術者、または、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。

- 2 受託者は、技術上の管理を行う管理技術者及び照査技術者を、技術士（衛生工学部門又は総合技術管理部門（衛生工学））の資格を有するものの中から選任するものとする。管理技術者と照査技術者の兼任はできない。

第6節 資料の貸与

業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うが、本市が保有する資料については貸与する。受託者は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

第7節 機密の保持

受託者は、本業務で知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。またコンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

第8節 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合、若しくは受託者の出席が必要な場合、誠意を持ってこれにあたること。

第9節 打合せ

打合せは、計5回を基本とする（初回、中間3回、納品時）が、必要に応じて適宜実施すること。打合せを行った場合は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を2部作成し、本市の監督職員と受託者の管理技術者が確実に確認し合い、各1部を保管するものとする。

第10節 疑義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じたときは、すみやかに市と協議し、業務に支障のないよう務めなければならない。

第11節 その他

本仕様書は業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については、市と協議の上これを決定する。

第2章 業務内容

つくば市一般廃棄物処理基本計画（令和2年4月策定）について、施策の進捗状況及び社会情勢等の現状を把握し、見直し等を行い、改定の支援を行う。

第1節 一般廃棄物処理基本計画改定業務

1 改定に当たって整理すべき基礎事項

(1) 計画改定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢等を踏まえた上で、計画改定の基本的考え方を示す。

(2) 計画の位置付け

関連法令や上位計画、茨城県・本市の関連計画と本計画の関連を整理し、本計画の位置付けを明確にする。

(3) 計画目標年次

計画目標年次は、令和11年度（2029年度）とする。

(4) 計画の対象廃棄物

計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

(5) 地域概況

人口動態や産業動向、土地利用状況等について整理する。

2 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、環境省通知（環発対発第1609152号 平成28年9月15日）の「ごみ処理基本計画策定指針」に準拠し、具体的かつ実現性のある施策を検討する。

(1) ごみ処理の現況

ア ごみ処理の現況

(ア) ごみ処理フロー

現行のごみ処理の流れをフローチャート等で図示し、本市のごみ処理システムを分かりやすい形で整理する。

(イ) 処理主体

ごみの種類ごとの本市におけるごみ処理の処理主体を整理する。

(ウ) ごみ処理体制

収集運搬、中間処理及び最終処分等に係る実施体制、施設概要等を整理する。

イ ごみ処理の実績

(ア) ごみ処理の実績

ごみ排出量（ごみ総排出量、1人1日あたりのごみ排出量、生活系ごみと事業系ごみの排出量）、資源化量、リサイクル率、ごみ処理経費等について、過去10年間の実績を把握・整理する。

(イ) ごみ処理状況の比較

上記(ア)で整理した実績を基に、本市のごみ処理状況について、国及び茨城県と比較して客観的な評価を行う。

(2) ごみ処理の課題

実績を整理した結果を基に、排出抑制・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分等の項目ごとに課題・留意点を整理する。

(3) ごみ処理基本計画

次に掲げる事項を定める。

ア 基本理念、基本方針

ごみ処理の現況と課題を踏まえ、ごみ処理の基本理念及び基本方針を検討・整理する。

イ 数値目標

計画目標年次におけるごみ発生量及び処理量の見込み等を勘案したうえで、国及び茨城県の計画、本市のごみ処理の実績等を参考に数値目標を設定する。

ウ 減量化・再資源化計画

一般家庭及び一般廃棄物を排出する事業者に対する発生及び排出段階における資源化・排出抑制方策について、基本方針を示し、具体的な施策を検討・整理する。

エ 収集・運搬計画

減量化・再資源化及び中間処理計画に対応したごみ収集運搬計画について、基本方針を示し、具体的な施策を検討・整理する。

オ 中間処理計画

今後のごみ量・ごみ質の変化への対応、つくばサステナスクエアに係る中間処理の基本方針を示し、具体的な施策を検討・整理する。

カ 最終処分計画

最終処分の基本方針を示し、計画推進のための方向性を検討・整理する。

キ その他の廃棄物関連の計画

災害廃棄物対策、不法投棄対策・不適正処理対策等について基本的な考え方を検討・整理する。

ク 施策の推進計画

計画期間の施策の進捗状況及び当市のごみ処理状況を踏まえ、施策の項目及び取組内容の見直しを行い、各施策を適正に推進し、本計画をより実効性にあるものとするための施策の推進計画の基本方針を検討・整理する。

3 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画策定指針（平成2年 衛環第200号）に準拠し、具体的かつ実現性のある施策を検討すること。

(1) 生活排水処理の現況

ア 生活排水の排出状況

(ア) 生活排水処理フロー

本市における生活排水処理フローを示す。

(イ) 生活排水処理施設整備の基本計画

下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水施設に係る生活排水処理施設についての計画概要及び実施状況について整理する。

(ウ) 処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口を過去10年程度、整理する。

イ 収集・運搬の状況

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制及び収集量の実績を整理する。

ウ 中間処理・最終処分の状況

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理、最終処分に係る体制について整理する。

(2) 生活排水処理の課題

生活排水処理の現況を踏まえ、生活排水処理に係る課題・留意点を整理する。

(3) 生活排水処理基本計画

ア 生活排水処理に係る基本方針

生活排水処理の現況と課題を踏まえ、生活排水処理の基本方針を検討・整理する。

イ 生活排水処理の関連法令

関連のある主な法令を整理する。

ウ 計画策定にあたっての検討事項等

生活排水処理が経済的かつ効果的に実施するために検討すべき項目について整理、検討する。

エ 生活排水の処理主体

生活排水処理施設別の処理主体を整理する。

オ 数値目標

計画目標年次における数値目標を設定する。

カ 生活排水を処理する区域及び人口等

目標達成時の処理形態別人口を推計し、整理する。

キ 施設及びその整備計画の概要

ク し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

(イ) 中間処理計画

(ウ) 最終処分計画

ケ その他の生活排水関連の計画

住民に対する広報活動や家庭での発生源対策としての具体的取組等について検討・整理する。

4 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進計画は、国・県の上位計画等との整合を図り、本市の食品ロス削減に関する個別計画として、具体的かつ実現性のある施策を検討する。

(1) 食品ロスの現況と課題

ア 食品ロスの現状

本市の食品ロス量について、国・県の上位計画、ごみ組成分析調査及び既往文献等を通じて推計し、本市の食品ロスの現状を整理する。

イ ごみ処理の課題

食品ロスの現状を基に、本市の食品ロスに係る課題・留意点を整理する。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定

次に掲げる事項を定める。

ア 食品ロス削減に係る基本方針

食品ロスの現況と課題を踏まえ、食品ロス削減の基本方針を検討・整理する。

イ 数値目標

計画目標年次における食品ロス発生量の見込み等を勘案したうえで、国及び茨城県の計画、本市の食品ロス量等を参考に数値目標を設定する。

ウ 食品ロス削減推進計画

一般家庭及び一般廃棄物を排出する事業者における食品ロス削減のための方策について、具体的な施策を検討・整理する。

5 市民等意見の反映

本計画へ市民の意向を反映させるため、2,000人の市民を対象(対象者の抽出は本市が行う)にアンケート調査を実施する。なお、受託者はアンケート調査アンケート調査の設計、調査票の作成、アンケートの集計・報告書の作成を行う。郵送費用(発送・返送)は受注者負担とする。

6 パブリックコメント支援

本市が実施する一般廃棄物処理基本計画に対するパブリックコメントに関し、本市の求めに応じ必要な支援を行う。また、徴収された意見に対し、必要に応じ一般廃棄物処理基本計画の内容に反映させる。

7 会議等への出席

一般廃棄物処理基本計画策定に当たっては、つくば市一般廃棄物減量等推進審議会(4回程度を予定)へ諮問する。会議に必要な資料の作成、必要に応じた当

審議会への出席、資料の説明、事務局の支援及び会議録の作成（全文）を行うものとする。

第2節 ごみ組成調査分析業務

1 生活系燃やせるごみ組成分析

調査実施手順

① 調査回数

調査回数は4収集地区、各1回とする。

② 調査対象世帯の抽出

本市の平均的な生活系の燃やせるごみの組成を把握するために適切な調査対象世帯を選定すること。

③ 調査方法

選定された集積所に排出されたごみを、概ね200kg程度を袋のままの状態
で収集し、環整第95号(昭和52年11月4日)「一般廃棄物処理事業に対する
指導に伴う留意事項について(通知)」に基づき4分法により25kg~50kg
程度のごみを抽出し、それを調査対象とする。調査項目については、別表の
組成分析調査項目を基本とし、湿ベース重量組成及び容量を計量する。なお、
試料とすることのごみの収集は本市が行うものとする。

④ 調査結果の整理

調査結果の整理を行い、報告書にとりまとめる。

また、過去のデータとの比較や、調査地区ごとの比較についても本市の指
示により行うものとする。

2 事業系燃やせるごみ組成分析

調査実施手順

① 調査回数

調査回数は1回とする。

② 調査対象事業所の抽出

調査対象事業者は、事業系一般廃棄物の業種別、事業所規模等を考慮して
抽出する。なお、事業所の選定及び試料とすることのごみの収集は本市が行うもの
とする。

③ 調査方法

選定した事業所から排出されたごみを、1業種当たり概ね200kg程度を袋のままの状態に収集し、環整第95号(昭和52年11月4日)「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(通知)」に基づき4分法により25kg～50kg程度のごみを抽出し、調査対象とする。調査項目については、別表の組成分析調査項目を基本とし、湿ベース重量組成及び容量を計量する。なお、試料とすることのごみの収集は本市が行うものとする。

④ 調査結果の整理

調査結果の整理を行い、報告書にとりまとめる。

また、過去のデータとの比較や、調査地区ごとの比較についても本市の指示により行うものとする。

第3章 成果品の提出

受託者は以下に示す成果品を納入すること。なお、詳細については、本市との協議により決定すること。

① 一般廃棄物処理基本計画書 (A4 くるみ製本)	150部
② 一般廃棄物処理基本計画概要版	150部
③ ごみ組成分析調査結果報告書	2部
④ 議事録	1式
⑤ その他必要な資料	1式
⑥ 上記①～⑤ 電子データ(CD-R または DVD-R)	1式

別表 組成分析調査項目

1	プラスチック類	容器包装類	ペットボトル
2			ペットボトルのキャップ
3			汚れの少ない容器包装 (フィルム・シート類)
4			水で汚れの落ちる容器包装 (ボトル・カップ・パック類)
5			汚れの落としにくい容器包装 (チューブ類、納豆等食品パック、 汚れの酷いもの)
6			複合材料 (アルミ蒸着プラ)
7			白色トレイ
8			その他色トレイ
9			レジ袋
10			その他容器包装
11		商品等	容器包装ではない 製品プラ
12			ごみ袋
13	不燃物類	金属類	アルミ缶(飲料用)
14			スチール缶(飲料用)
15			その他金属
16		ガラス類	リターナブルビン
17			飲料用ビン
18			化粧用アキビン
19		陶磁器類	陶磁器類
20	その他不燃物	その他分類不能な不燃物 (土砂、使い捨てカイロ等)	
21	ゴム・皮革類	ゴム・皮革類	ゴム製品・皮革製品等
22	紙類	容器包装類	飲料用紙パック
23			ダンボール
24			その他紙製容器包装
25		商品等	新聞紙
26			書籍類
27			チラシ
28			その他リサイクル可能な紙 (名刺大以上の紙)
29			その他紙 (カーボン紙、ティッシュ、レシート等)
30			布類
31	厨芥類	厨芥類	調理くず・食べ残し
32			手付かず厨芥
33	木・竹・わら類	剪定枝	剪定枝
34		その他	その他木・竹・わら
35	可燃物類	紙おむつ	紙おむつ等
36		その他可燃物	(タバコの吸い殻など)